

《書評》

白水浩信 『ポリスとしての教育——教育的統治のアルケオロジー』

入 谷 亜希子

本書『ポリスとしての教育——教育的統治のアルケオロジー』（東京大学出版会、2004年）は、2001年に東京大学より博士（教育学）の学位を授与されるに至った著者白水浩信氏の博士学位請求論文「西欧ポリス論における近代教育の生成：ポリス・衛生・教育」をもとに加筆修正、刊行されたものである。

1. はじめに

ポリスとは何か—我々は普通ポリスと聞けば、英語の‘police’から単純に「警察」を思い浮かべるだろう。「警察」から連想するのは犯罪取締り、治安維持、交通整理などである。この連想から「教育」とつなげるのはいささか困難である。しかし本来のポリス（本書では近代ポリス）がどのような役割を果たしていたのか理解すれば、ポリスとは何かということのみならず、近代教育がいかにして生成されてきたのか、その歴史的意義が自ずと明らかになるのである。

本書は序論としていきなりヘーゲルの教育論が展開されるのであるが、決して難解ではない。フランス語‘police’は「治安」「取締り」「警察」「国勢管理」と多種多様な訳語があげられていることから明らかなように、教育史研究、歴史研究全般においても近代ポリス論に関する歴史認識は不十分であるといえ、著者はまずヘーゲルの『法哲学綱要』（1821）を引用しながら、ポリスに関する基礎的知識が不足している読者に対して分かりやすい導入をしてくれる。すなわち、〈欲求の体系〉としての市民社会において不可欠な行政機関＝ポリツァイが、教育をはじめとして、救貧、治安、衛生などあらゆる分野において市民を管理規制していたことを示し、今日的な意味で矮小化された「警察」業務のみに留まらないポリツァイの市民社会を成り立たせる幅広い役割を予備知識として教えてくれる。

こうして「教育」が西欧ポリス論の世界において

配慮されるべき一端であることがひとまずは確認され、さらには救貧や治安、衛生といった他の配慮されるべき分野と切り離しては議論できないものであることが示唆される。そこで著者は近代教育そのものに焦点をあてるのではなく、その生成の場たる〈ポリス〉がいかなるものとされていたかを解明する方法をとる。具体的にはフランスのニコラ・ドラマル『ポリス論』（1705-1738、全4巻）について検討し、結果、近代教育はその生成において先の治安や衛生といった隣接諸領域と密接に関わるものであったこと、そして同時に〈ポリス〉が教育国家論的性格を有するものであったことを見事に浮かび上がらせているのである。以下、評者の独断と偏見により、重要と思われるトピックを拾い上げ読み解いていきたい。

2. 「教育」の意の二重性

行政学の父と評価されるドラマルの『ポリス論』は、18世紀初頭のフランスにおいて古今のポリス法令を集大成し、近代ポリス論という固有の統治技術の学を打ち立てるにいたった（p.98）ものである。わが国にはすでに明治期には紹介されていたものの、詳細に分析した研究がほとんど見当たらないのが現状だという。こうした状況下で著者はこの史料に正面から向き合い、教育史研究として『ポリス論』の実像に迫ろうとしている。

まず明らかになるのが、『ポリス論』は人々の生活世界をその隅々にわたって把握し、細心の注意を払いながらこれを監督しようとしていたこと（p.110）である。ここでいわれている「人々の生活世界」とはすなわちポリスが配慮すべき対象領域であり、「宗教」「習俗」「衛生」「教育」の4つが検討されている。個々の具体的な内容はここでは捨象するが、教育ポリスについてのみしばし言及したい。

教育ポリスは例えば「大学」「コレッジ」「慈善学校」などの監視を主な仕事としていた。当時、教会主導による学校の管理運営がなされていたが、ポリスも「学内規律の遵守」「反社会的な授業や研究の摘発」「学生騒動の厳重な監視」などに関して並々ならぬ関心を示し、公教育はポリスの配慮を受ける国家事業へと展開する事態になったのである。この点において「教育」は他のポリス対象領域と並び称される。

しかし、ドラマールは「教育ポリス」について、「宗教ポリス」、「習俗ポリス」、「衛生ポリス」と常に絡めた形で取りあげている (p.163) という。例えばコレッジの閉鎖時間の厳守規定、門限規定、夜間徘徊禁止令などは、居酒屋の閉店時間規制、賭博場の規制、浮浪者の監視など同じ趣旨で出されており、都市の治安対策の一環として配慮されていることがいえる。治安維持は犯罪者や娼婦の取り締まりなど「習俗ポリス」の配慮領域であり、また貧民による伝染病の蔓延に対する対策などは「衛生ポリス」の配慮領域であるように思われるが、他ならぬ「教育ポリス」も学生騒動の監視という点から治安対策を視野に入れている。また、ポリスの公教育把握は教会との軋轢を生みそうであるが、むしろ、特に支障のない限り、公教育をカトリック教会に委託するという姿勢を崩さなかった (p.167)。というのも「宗教ポリス」が社会秩序の維持という観点から、異教徒、異端、新教徒に対する配慮を行っていたからであり、教会組織はポリス戦略にとっては利用可能な組織に過ぎなかったからである。さらに救貧の観点から、「教育ポリス」として慈善学校や乳児院における子どもの管理がなされたが、「教育ポリス」が単に学校運営にとどまらず、乳幼児の健康管理をも視野にいれた、幅広い配慮の体系だった (p.172) ということはもはや説明の必要があるまい。

著者は以上のように、個々のポリスは独立して捉えられるのではなく、全てのポリスがポリス領域全体内で連携していることを繰り返し述べている。ここでは「教育」が極めて近視眼的に分析されがちな昨今の状況に対する批判的姿勢がうかがえる。この批判は単に「教育」研究なるものが学校教育のそれに留まっていることに向けられているだけでなく、学校教育研究（これはこれで重要な研究内容ではあるが）における「教育」が狭義の意の「教育」であることを自覚しないままであることに対して向

けられていよう。ドラマール『ポリス論』の分析は、近代ポリスが近代教育生成の場としていかに構想されていたかを示している。ここで明らかになるのは、ポリスにおける「教育」が「救貧」や「治安」と同じ視野で語られていたことであり、この特徴を明白にしない限り、学校の管理運営という教育ポリスの役割は真に解明されたことにならない。しかし実は「教育ポリス」を詳しく扱うはずであった「第Ⅷ巻 自由学芸」が未完であり、教育についてまとまった記述は残されていないという。そこで随所で論及されている「教育」についての記述を拾い集めていく作業をしたと著者は言明している (p.162-163)。だからこそ「教育ポリス」と他ポリスとの連携が明らかになったのかもしれない。しかし仮に未完部分が完成されていたにせよ、著者が狭義の「教育」にとられることはなかったと思われる。というのも、各ポリスの役割分析をする前にポリスそのものの性質をまずは分析し、ポリスの大義を示しているからである。以下、それについて見ていこう。いずれにせよ、「救貧」における捨て子や乳幼児管理、「治安」における犯罪者、浮浪者対策、あるいは「衛生」における伝染病、都市整備などが何故いかに「教育」と結びつくのか、著者のポリス論分析がその歴史的意義を丁寧に教えてくれた。

3. 教育、すなわち〈生〉への配慮

では、そもそもポリスそのものは何のために構想されたのであろうか。『ポリス論』はポリス法令をはじめとした関連文献を古代から18世紀まで網羅しようとし、当時のポリスに携わる行政官や役人のための教本、あるいはその実務を遂行するための行政便覧のようなもの (p.105) であるという。つまりポリスとは国家が人々を統治する行政機構であるといえよう。この行政機構が根本的にいかなる性格を有するものであるとされていたのか、著者はグラムシやフーコー、フォン・ユスティを援用しながら整理している。

端的にいえばポリスは「市民社会」における「親」であり、その役割は「市民社会」における「息子」を育てること、つまり国家の構成員たる人々をよりよく生かすべく配慮することである。ここにポリスの教育国家論としての性格が現前するのだといえよう。近代国家が常にその始まりから「教育者

(educatore)〉であったことはヘーゲルのポリツァイ論から既に導き出されることである。しかし具体的な歴史的事例として行政実務家がいかにポリスを運用しようとしたのか、史料に即して検討することで、フーコーが語ろうとしてなお語りえなかった〈教育国家論〉としてのポリス論の全貌を明らかにする(p.33)ことが本書の課題であった。著者はフーコーの〈生—権力〉論について、身体を規律化する〈解剖—政治学〉と人口調整をめざす〈生—政治学〉という2つの極限形態に文節化しようとし、さらにこれら2つの極が「相反するものではない」ことを確認している¹。後先が逆ではあるが、身体の規律(管理)と人口調整が「相反するものではない」ことは、その両方がポリスの配慮事項とされ、福祉や治安の観点から連携しあっていることを確認済の今だからこそ我々は容易に理解し得る。その点で「フーコーが語ろうとしてなお語りえなかった」ことを、ポリス論の全容解明により語ろうとした著者の試みは成功しているといえよう。

ポリス論に示された人間形成に対する配慮は、救貧や公衆衛生、あるいは治安に対するポリス的配慮と連携し、一体のものとして認識されていたので(p.322)あり、だからこそ個々のポリス的役割を検討していく価値があったのである。このことは逆に、ポリス論が全体として人々の〈身体〉を把握する〈生—権力〉生成の母胎にほかならないことを確認しなければ、「人口」「産育」「公教育」に関わる各ポリスを検討したところで狭義のそれしか理解し得ないことを示唆するものである。

こうして解明された『ポリス論』とは結局のところ〈教育国家論〉であったことは先に確認したとおりである。ポリスを小国家たる家族と見立て、親(ポリス)が子(人々)の面倒を見る、という構図が成り立っている。この「面倒を見る=配慮する」作業は親が子を産み育てること、つまり「管理」「規制」、すなわち「教育」である²。『ポリス論』における「教育」とは、人々の〈生〉への配慮に他ならなかった。

4. 規制、すなわち「自由」の保障

本書はフーコーの〈生—権力〉論がドラマルの『ポリス論』に依拠して得られたものであることを検証することにもなっているが、フーコーによれば規律とポリスは不可分なものであった(p.27-28)³。特

に1つめの極限状態である〈解剖—政治学〉における身体の規律化とは『ポリス論』においていかなるものであったのか。

諸ポリスの配慮は確かにある種の規制の連続であった。例えば娼婦をいかに「治療」するか、子どもをいかに「矯正」するか、貧民をどのように「懲治」するか、どうすれば伝染病を「予防」できるか、その他浮浪者の「監視」、寄宿生の「監督」、様々な禁止・規制事項が網羅されているといえよう。この点でポリスにおける規制は身体の規律化であったといえるかもしれない。著者の言を借りれば、『狂気の歴史』において〈監禁〉の要であったポリスは、『監視と処罰』においては〈規律〉の要として捉えられていたのである(p.28)。いずれにせよポリスは「規律・規制」だったのである。しかしポリスが真に〈教育国家論〉として成り立ちうることについては、規制観念に関するもっと深い理解が必要である。

そもそもポリスにおける規制は人々の〈生〉に関わるはずのものであった。著者は特に「医療ポリツァイ」をとりあげて直接人々の〈生〉を作用する衛生的配慮について分析している。ポリスにとって貧民対策は治安・よき習俗の維持という両観点から必須の事項であったが、加えて衛生的観点の最重要事項であった。何故なら〈人口〉の調整が国家の存続を左右するものであったからである。ポリスによる人々の〈生〉(すなわち〈性〉)への配慮は一見すると「自由」のない「規制」に見えるかもしれない。しかしJ・P・フランクによれば、それは「自らに重傷を負わせかねないナイフを子どもから取り上げるようなものであり、人々をポリスの奴隷にするのではなく、「ただその幸福を配慮しているのである」という(p.244)。すなわちポリスによる「規制」とは、人々を生かすための「保護する技術」であり、それゆえ人々は真の自由を享受しうると考えられる。ここにおける「規制」は「自由」に反するものどころか、それなしには一刻も真に「自由」ではありえない、不可分の条件にほかならない(p.244)。ここにおいて、フーコーの〈生—権力〉論における〈解剖—政治学〉(身体管理)と〈生—政治学〉(人口調整)が「相反するものではない」というその真意は、福祉・治安の観点から連携しあっているというだけでなく、実は規制と自由の観点から相互不可分な関係にあることが証明される。

そもそも〈生—権力〉生成の母胎に他ならないと

されるポリスであるが、ドラマールは端的に「最も完全なる幸福」を人々に提供する場であると述べている。大事なのは、人々の生き方を規定するこの「規制」を「自由」に転化しうるものこそ、ポリスの統治の教育性であった (p.244) ということである。ポリスとそこで生活する人々を親子関係に置き、親が決して抑圧的暴力的装置となることなく必要な規制を加えながら見守ることで、子どもが最大限幸福に生きられる自由を与える、これこそが教育国家論としてのポリス固有の目的であった。

5. 〈周縁〉こそ〈中心〉であること、あるいは〈公〉と〈私〉

さて、ポリスは何故「規制」を「自由」に転化しえたのだろうか。それはおそらく〈社会的周縁〉として貧民を可視化し、しかも結局のところポリスの対象としての「貧民」は、潜在的にはすべての〈人間〉を包括する (p.175) ことに気付いていたからだと思われる。「近代ポリス論の歴史は、欲求の体系としての市民社会に必然的な、貧困、不衛生、犯罪、無知と言った現象を前に、人がポリスという装置を介していかに社会的周縁と対峙してきたかを物語っている」 (p.250) とまとめられているが、市民社会が〈欲求の体系〉として成り立っている以上、貧困、犯罪、病気などの危険な〈周縁〉事項が生み出されるのは当然である。そしてこの〈周縁〉こそが社会の生理的現象に他ならず、ポリスが配慮すべき〈中心〉事項にならざるを得ない。このときの配慮とは管理規制に違いないが、それが人々が〈生〉を享受する自由のためであることは先に確認したとおりである。この「規制」から「自由」への転化は、人々の「最も完全なる幸福」を願うポリスの最大目的と、そのためには〈周縁〉にこそ目を向けることで社会に巣食う中心的病理を一掃する必要があるとする論理によって成り立っているといえる。

そして「規制」と「自由」の相互不可分性は公的領域と私的領域の境界が明確に定まっているわけではないことを示唆している。どこまでを配慮の対象として公的に規制するか、どこからが個人の自由任せにすべきことであるか、ポリスの介入領域はその場その場の判断に委ねられる。近代ポリス論にあっては、〈公〉と〈私〉の区別は絶対的なものではなく、むしろ耐えず揺れ動くものであり、両者が干渉する

特異な構造のなかでこそ、ポリス権力は〈生〉に作用していくのである (p.176) という。具体的な例として、習俗ポリスにおいて奢侈や娯楽という個人的欲求の許容範囲を規定する試みが繰り返されたことや、衛生ポリスにおいて生命維持に必要な空気、水、食糧などに対して、特にこれらが伝統的身体観に基づくものであったとしても人々の生活慣習に関わるものであるだけにどこまで公的配慮をすべきかドラマールが苦慮していたことがあげられている。この〈公〉と〈私〉の曖昧性こそがポリスが人々の〈生〉のあり方を形作っている様であるといえよう。

元来『ポリス論』は、公職に与る役人が私利私欲にばかり敏感で、肝心の公益の実現など二の次となっている現状への懸念からはじめられる (p.117)。一部の特権階級が私腹を肥やす現状を嘆き、むしろ公共性を充実させることこそが社会全体の利益に関わるのだということをドラマールは強調する。そして公共性の向上には、私的領域にこそポリスは働きかけねばならないという。「ドラマールはここで公と私を峻別することに力点を置くのではなく、まさにその密接なつながりのなかでポリス論を構想していくことの重要性を唱えている (p.117)」のである。「その密接なつながり」とは、私的領域と思われる人々の生活に公的な配慮をすることであろう。例えば性欲や欲望に配慮することは、病気や私生児問題など人口に配慮することになる。こうして人々の〈私〉がポリスの〈公〉と結びつくことによって、その〈生〉が保障されるのである。

以上のように整理すると、〈周縁〉とはまさに人々の私的領域のことであり、それを公的配慮の対象にすることこそポリスの〈中心〉事項であったに他ならないといえるのではないだろうか。何故ならポリスの存在意義は人々を「最も完全なる幸福」へと導くことであったからである。

6. おわりに

本書を一読すると、今日「警察」の意で使われるポリスが実は近代社会においては福祉行政を統括する総体であることがわかる。ポリスは、一見人々の周縁的領域に思われるが、実はよりよく生きるための中心となる衛生や治安そして教育に及ぶ広範囲の領域における配慮をもたらすもので、それゆえ教育国家論的性格を有するものであった。

本研究は徹底した言説研究に終始しており、評者としては近代社会におけるポリスのいわば理想論がどの程度運用されたのか、例えば捨て子乳児院や監獄、病院の建設により〈周縁〉領域にどのような変化をもたらしたといえるのか、といったことに関心が向いてしまうが、運用面には全く触れられていない。そしてポリス論以後のポリスの展開（あるいは解体）はいかなるものであったのか、それに伴い教育の性質はどのように変化することになったのか、などについても触れられていないが興味のあるところである。

とはいえ、近代教育がその生成段階から人間の生命の存続にかかわるものとして立ち現れたことをドラマール『ポリス論』に正面から取り組みあぶりだした功績は大きい。何より羨ましいのは、本書あとがきにも書かれているように、ドラマール『ポリス論』との出会いによってこうした研究成果を残せた幸運である。しかしこの成果を史料との出会いという「幸運」のせいにするのは間違っている。史料と出会った上で、ギンズブルク⁴に代表される史料分析による埋もれたヨーロッパ世界観の掘り出し＝〈ミ

クロ・ストーリーア〉を見事やり遂げているのは著者の力量に他ならない。

註

- 1) 寺崎弘昭は『イギリス学校体罰史—「イーストボーンの悲劇」とロック的構図』東京大学出版会、2001の中で、フーコーの「寝ずの番をする管理」に触れ、これがドラマール『ポリス論』の重要な主題（＝「不寝番」）へと貫流すること、そしてこれこそが立法でなく行政執行権力であり〈生—権力〉にほかならないと指摘している。
- 2) 「教育 (education)」がもともと産育の意からきていることは、寺崎弘昭「教育と学校の歴史」『教育学入門』岩波書店、1997あるいは「近代イギリス家庭教育論史研究」平成5-6年度科学研究費補助金一般研究 (C) 研究成果報告書 (研究代表者寺崎弘昭) に詳しい。
- 3) ミシェル・フーコー『監獄の誕生—監視と処罰』田村俣訳、新潮社、1977、215頁
- 4) カルロ・ギンズブルク『チーズとうじ虫』みすず書房、1984